

# 地域密着を可能にする仕組みとは\*

—米銀数の30%を占めるSコーポ銀の分析から—

内 田 聡

## 要 旨

本稿は、施行から10年弱で米銀数の30%を占めるに至った、Sコーポレーション（株主数や株式の種類は制限されるものの法人所得税が免除される株式会社）銀行の実態を分析するものである。

米国では1994年の地理的規制の緩和から、メガバンクが多くのコミュニティバンク（CB）を買収したが、メガの戦略や組織規模・形態では満たしにくいニーズを、既存や新設のCBが取り込んでいる。立法面でも銀行集約と異なる動きはいくつかあるが、Sコーポについて言えば、1958年に一般の中小企業向けに制定された仕組みが、1997年に銀行へも適用可能となり急速に広がっている。

Sコーポは二重課税回避の目的で制定されたものだが、これを越えた影響を金融システムに与えている。データ・業界資料・現地調査などの多面的な接近から、以下の暫定的な結論を得た。①金融再編でCBは集約される一方、法人所得税免除という新たな組織形態を得た。②存在意義については見解が分かれるものの、Sコーポ銀行は既に定着している。③当初は田舎の農業銀行からのSコーポ化が多かったが、近年は都市の商業銀行のそれが増大している。④Sコーポのパススルー課税は、銀行の新設を促す側面もあり、その範囲は人口増大地域に限らない。⑤Sコーポ銀行の仕組みは、人口減少（郡や市単位では多くの地域が該当）や金融ニーズの多様化に対応する手段の1つと考えられるだろう。

わが国でも再編が進んだが、地域金融機関の集約が問題だろうか。米国の集約と分散に学ぶものはないか。

\* 本稿は科学研究費補助金（若手研究B, No. 17730199）の成果の一部である。本稿の作成・日本金融学会全国大会報告（2006年9月）に際し、数阪孝志教授（神奈川大学）から貴重なコメントを頂き、ここに記して感謝申し上げます。もちろん、ありうべき誤りは筆者の責任である。また、米国カリフォルニア州サンフランシスコ（2006年2月）、ネブラスカ州リンカーン、イリノイ州シカゴ（2006年8・9月）の3都市および周辺の調査で、インタビューに応じてくださった、Skip Hove 連邦預金保険公社（FDIC）元議長、John Munn ネブラスカ州銀行金融局長、Joni Sundquist ネブラスカ州銀行家協会副会長、および銀行家の方々に、この場を借りて感謝申し上げます。

目次

- I. 問題の所在
- II. Sコーポとは
  - 1. Sコーポの現状
  - 2. Sコーポの仕組み
  - 3. Sコーポ銀行の先行研究
- III. 急増したSコーポ銀行
- IV. 暫定的な結論
  - 1. 銀行の集約と分散をどう捉えるか
  - 2. わが国では銀行数の集約が問題か

I. 問題の所在

本稿は、1997年から10年弱で米銀数の30%を占めるに至ったSコーポレーション(株主数や株式の種類は制限されるものの法人所得税のかからない株式会社)銀行の実態を分析し、わが国地域金融への含意を述べるものである。地域金融の分析には、人・組織・システム・政策などの多面的なアプローチが不可欠だが、本稿ではSコーポ銀行の仕組み、実態面の展開、その解釈に焦点を当てる。なお、本稿の対象は商業銀行である。

米国では、1994年の地理的規制の緩和や1999年の金融持株会社(FHC)の容認に伴う金融再編局面<sup>1)</sup>、非地元の大銀行がコミュニティバンク(CB)を多く買収して支店化していき、銀行数は2005年末に1994年末比で約28%純減して7,527になったが、新設は年間に100~200行誕生し、本支店合計数は同期間に約22%増大するなど、再編は一方方向に進展しているわけではない。大銀行はリテール強化(預金、住宅ローン、ビジネスクレジットカードでの小口事業向貸出など)の一環として、中小銀行の買収・支店化を進めている。しかし、地域空間を例えば市単位で捉えると、メガの「戦略」や「組織形態・規模」では満たしにくいリレー

ションシップ・バンキング(リレバン)などのニーズも存在し<sup>2)</sup>、既存のCBや新設のCBがこのニーズを取り込んでいくのが分かる。新設・売却が繰り返されにくい銀行の設立気運も高まり、これには地域経済による独立銀行の設立(「地元設立」)や、持株会社傘下にCBを多く設立する“Bank Development Company(BDC)”などがある<sup>3)</sup>。また、銀行新設を支援するコンサルティング会社や、ローンパティシオンなどの仲介でCB間の資金調整を行うバンカーズ・バンクなども存在する。

こうした循環は基本的にビジネスライクで生ずる一方、政策的枠組みに関連する部分もあり、代表的なのは中小企業庁(SBA)ローン保証だが、このほかにも衰退経済地域への(あるいは衰退経済地域での)金融活動への支援措置が立法化され(Bank Enterprise Act of 1991)、また地域開発の金融支援にはコミュニティ・ディベロップメント・カンパニー(CDC)という機関の存在など、様々な仕組みがある<sup>4)</sup>。本稿で取り扱うSコーポについていえば、1958年に一般の中小企業向けに制定されたその仕組みが、1997年に銀行にも適用可能となり、2005年末には全銀行数の28.6%を占めている。Sコーポは二重課税回避のために制定されたものだが、これを超える影響を金融システムに与えている。当初は田舎の農業銀行による

Sコーポ化が多かったが、近年では都市の商業銀行のそれが増大し、地域人口の増減にかかわらず、銀行新設を促す側面もある。

II以降では、Sコーポの仕組みを整理した後、データ、業界資料、現地調査などから多面的に接近し、最後に筆者の見解を述べる。

なお、米国の銀行の規模はわが国のそれと比べて小さい。例えば、CBは一般に総資産額10億ドルまでを指すが、わが国信用金庫の平均総資産は4,041億円（2006年3月末）である<sup>5)</sup>。小規模だから参考にならないのではなく、例えば（アメリカ型）リレバンの遂行には小規模銀行の方が適しており<sup>6)</sup>、実際にCBが主にリレバンを担っているという事実が大切で、その30%がSコーポ銀行である。一般化して言えば、対象事象が「何かという議論」は、それが「どのような状態で機能するのかの議論」と併せて行われる必要があると考える。

## II. Sコーポとは

### 1. Sコーポの現状

Sコーポは、株主数や株式の種類は制限されるが連邦法人所得税のかからない株式会社で、事業活動の法的な組織形態（法人やパートナーシップ）の選択によって生ずる税負担の相違を緩和する目的で<sup>7)</sup>、1958年に制定された（Technical Amendments Act of 1958, P.L. 85-866）。その後数回の改正が行われ、1996年の改正では株主数が75名に引き上げられるとともに、これまで対象外だった金融機関（以下「銀行」）にもSコーポが適用可能となり、1997年に施行された（保険は対象外）。2004年の改正では、株主数が100名に引き上げられた。

Sコーポの数は、1985年の72万強から2002年に315万強（全法人数の55.4%）へ増大し、とりわけ総資産額100億ドル超のSコーポ数は、同期間に2,305から26,096へと10倍以上になった。2002年にSコーポの収益は全法人のその59%を占め、200万のSコーポが2,480億ドルの当期純利益を、120万のそれが630億ドルの当期純損失を出している<sup>8)</sup>。

### 2. Sコーポの仕組み

#### (1) Sコーポの特徴

Sコーポは、株主全員の同意により、連邦税法（内国歳入法）第1章第S節（Subchapter S）に規定する課税方法を選択した法人（incorporated association）である。（Sコーポでない一般の法人はCコーポと呼ばれる。）Sコーポはあくまでも税法上の区分で、根拠法は（一般事業会社の場合）各州の会社法にある。

Sコーポは、原則として法人段階で連邦法人所得税が免除され、株主段階で個人所得税が課せられるため、二段階課税が回避される。Sコーポは、一般に金融市場からの資金調達手段を持たず、その事業規模も限定され、同族経営による中小規模の閉鎖会社として利用されることが多く、法人と株主の人格を経済実質上同一視する。Sコーポ税制最大の特徴は、連邦法人所得税を免除される有限責任の株式会社という点にあり、パートナーシップ税制とC法人税制の折衷といえる<sup>9)</sup>。

また、Sコーポはエンジェル優遇税制を意図して制定されたものではないが、Sコーポの損益が株主の所得に移転し（パススルー）合算されるため、同優遇税制としても機能しうる。

免税のメリットを簡単な例（株主1人、税引前利益100、連邦法人所得税率35%、個人所得

税率35%、配当税率15%)で説明する。Sコーポでは、連邦法人所得税は0、個人所得税が35(100×0.35)で、所得税の合計は35となる。配当額の多寡にかかわらず、税引前利益×個人所得税率の納税が必要となるため、配当を60とすれば40が内部留保で、株主には税引後の25(60-35)が残る。Cコーポでは、株主へ税引後25を残すには内部留保は35.6へ低下し、内部留保が40なら株主への税引後は21.25に低下する。どのように用いるかは別にして、この差額がSコーポの節税分である。

## (2) Sコーポの要件<sup>10)</sup>

Sコーポは小規模会社制度という性格から、いくつかの要件がある。換言すれば、次の①や④の要件から、資金調達が制限されるため、成長指向の企業には向かない。

- ① 株主数は100名以下であること。ただし複数世代の家族を1株主とみなせる。
- ② 株主は個人、諸財団、特定信託であること。
- ③ 株主に、非居住外国人がいないこと。
- ④ 1種類を超える株式を発行しないこと。この要件はSコーポから分配される経済利益に対する権利の種類を意味し、優先株の発行を禁じるもので、議決権の異なる株式の発行は認められる。平田 [2002] によれば、この要件は損益の分配に関する経理や事務手続きの煩雑さの緩和(1973年の第7巡回区連邦高等裁判所の判示)というよりも、同族会社を想定したうえで、家族間で損益を税率の低い子供に移して納税額を圧縮するといった行為を防ぐことにある。

- ⑤ 受動的投資所得の制限(銀行は適用外)。Cコーポ時代の法人留保利潤を有する法人は、受動的投資所得・passive investment

income(ロイヤリティ、賃貸、配当、利子、年金の各収入、株式等有価証券の売却・交換から実現された利得)が、総収入の25%を超えてはならず、3課税年度連続で超えるとSコーポの税制上の資格を失う。これは投資目的でのSコーポの利用を制限するものである。

- ⑥ 含み益の課税。C法人の期間中に蓄積された含み益(built-in gains)は、Sコーポ転換後10年以内に処分された場合、転換時に生じている含み益部分が法人所得として課税される。
- ⑦ 引当金方式(reserve method)の制限。貸倒損失の控除には原則として、特定債権償却法(specific charge-off method)を用いねばならない<sup>11)</sup>。
- ⑧ 子会社の保有制限。Sコーポは、子会社として、その100%の株式を支配するSコーポを保有できる。子会社は個別の法人として取り扱われない。

## 3. Sコーポ銀行の先行研究

Sコーポ「銀行」の先行研究は、同銀行が短期間に急増したばかりでなく、税法に関する事柄から、金融経済分野での接近は多くないが、Harvey and Padget [2000], GAO [2000], Hein, Koch, and Macdonald [2005] などがある<sup>12)</sup>。

Harvey and Padget [2000] では、どのような銀行がSコーポ化し、経営にどのような影響を与えるのかを、カンザスシティ連銀区の1996~98年のデータを用いて検証している。

Sコーポ化への要因(仮説)をいくつか取り上げ、成長と資本との関係では低成長であるが十分な自己資本を持つ銀行が免税のメリットが

図表1 カンザスシティ連銀区におけるSコーポ銀とCコーポ銀の比較

	S Corps	C Corps
<b>Year prior to conversion<sup>1)</sup></b>		
Number of Banks	340	1,017
Average Asset Size(\$ 000s)	63,189	66,651
Average Examination Composite Rating	1.38	1.58
Total Capital-to-Assets(%)	10.13	10.66
Percentage of Banks "Well" Capitalized	98.55	98.24
Net Income-to-Average Assets(%)	1.33	1.21
Dividends-to-Net Income(%)	71.49	46.83
<b>Total Asset Growth</b>		
1st Year Prior to Conversion(%)	8.24	11.13
1st & 2nd Years Prior to Conversion(%)	17.28	22.16
1st Year After Conversion(%)	9.75	11.19
1st & 2nd Years After Conversion(%) <sup>2)</sup>	19.74	24.54
<b>Holding Company Status - Year prior to conversion</b>		
Percentage That Are Subsidiaries of a Holding Company	85.29	79.81
Parent Company Debt-to-Equity(%)	9.15	16.89
Number of Owners With Over 5% Share of Company Stock	4.16	4.18
Percentage of Company Stock Owned by Those With Over 5% Share	90.95	84.69

(注) 1) Sコーポ銀行の値は転換前年のもの。Cコーポ銀行の値は1996～98年の平均。

2) 1999年転換のSコーポは2年経過していないので除外。

(出所) Harvey and Padget [2000], Table 2.

大きくなる(配当性向を高くできる)こと、所有者構造としては株主数の少ない銀行が向いていること、を指摘する。

成長と資本に関連し、図表1のような検証を行い、多くの項目でSコーポ銀行とCコーポ銀行に大きな違いはみられないが、配当性向ではSコーポ銀行の比率が高いとしている。

所有構造については、データの制約から明確な結論は得られていない。筆者の限られたインタビューの経験ではあるが、株主数の多寡は様々で、株主構成も取締役会・経営陣に限定されるものから地域を越えたものまで多様な一方、特定の層(人数)が多くの株を保有している傾向があるようだ。これらは、必ずしもSコーポ銀行固有の現象ではない点も含め、Harvey and Padgetの分析の多くと一致する。

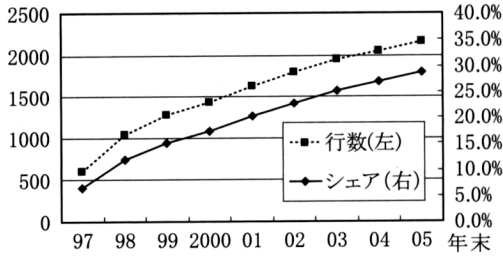
また、彼らはSコーポ銀行の経営者に転換理由やその効果について定性的な質問を行っている。多くの者が配当性向を高める便利な仕組みと答える一方、それゆえに銀行が売却されず経営が維持されやすい(しやすい)と言うものもある。こうした点も筆者のインタビューと一致する。ただし、個々の経営者の動機・行動と金融システムに与える影響については峻別する必要がある。

### Ⅲ. 急増したSコーポ銀行

#### 1. 概観(全米レベル)

1997年から銀行のSコーポ化が可能になり、2005年末には2,156が存在し、全銀行数の

図表2 Sコーポ銀行の行数とシェアの推移



〔出所〕 FDIC, Institution Directory などより作成。

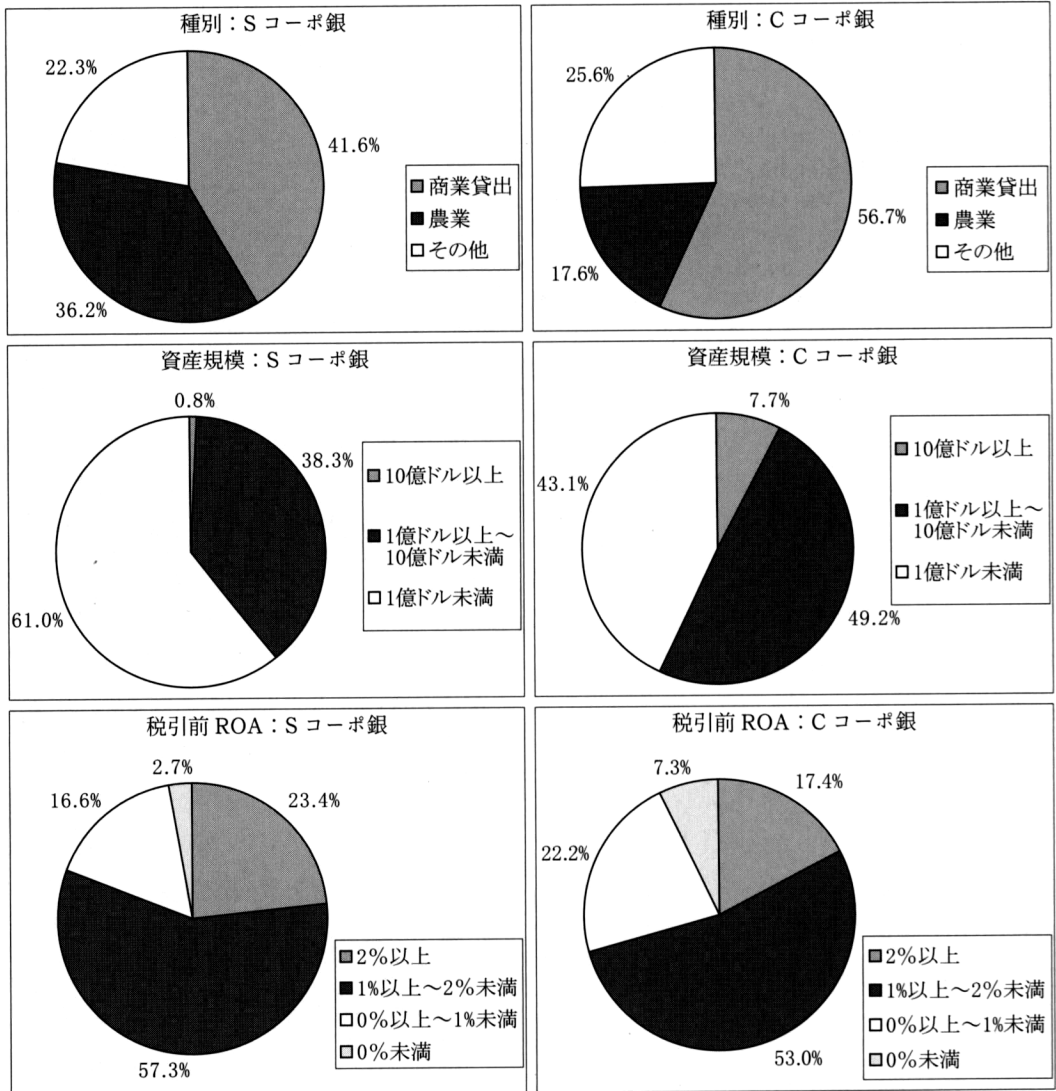
図表3 カテゴリー別のSコーポ銀行数比率

	2004年末		
	全体	商業	農業
MSA比率	19.4%	18.7%	38.7%
非MSA比率	33.3%	25.9%	43.4%
	1997年末		
	全体	商業	農業
MSA比率	5.1%	5.0%	7.4%
非MSA比率	7.8%	5.0%	11.6%

〔注〕 比率は各カテゴリーのSコーポ銀行数 / 全銀行数。

〔出所〕 図表2に同じ。

図表4 Sコーポ銀行内の行数分布 (04年)



〔出所〕 図表2に同じ。

28.6%を占める（図表2）。（以下、断りのない限り2004年（末）。）非MSA（田舎）では33.3%を占め<sup>13)</sup>、非MSAかつ農業貸出銀行では43.4%に及ぶ（図表3）。

地理的分布は均一ではなく、各州の銀行数に占めるSコーポ銀行数の割合をみると（図表7）、中部・中西部・南部において全米平均を超える州が集中する一方、東部の州では低い比率になっている（後述）。

次にSコーポ銀行の内訳についてみていく。Sコーポ銀行毎にどの業務が資産額構成比の中心かをみると<sup>14)</sup>、1997年末では農業貸出銀行（農業銀行）の数が多かったが、2004年末には商業貸出銀行（商業銀行）が逆転している。Cコーポ銀行のそれと比べると、商業銀行が増大

しているのは共通だが、Sコーポ銀行は農業銀行数のシェアがやや高い（図表4）。資産規模別では、10億ドル以上が16行（うち20億ドル以上が3行）存在する一方、99.3%が10億ドル以下で、61.0%が1億ドル以下である。収益性（税引前ROA）で行数分布をみると、Sコーポ銀行はCコーポ銀行と比べて収益性の高い銀行が多いことが分かる。図示していないが、Sコーポ・Cコーポの両方で、非MSAの方がMSAより収益性の高い銀行数の比率が高い。また、Sコーポ銀行所在地は非MSAが2/3強を占め、Cコーポ銀行よりもその比率が高い（図表5）。

転換と新設の側面をみると、年間におけるSコーポ銀行の生成数に占めるSコーポ銀行の

図表5 Sコーポ銀行内のMSA所在の行数比率

2004年末				1997年末			
Sコーポ銀	全体	商業貸出	農業	Sコーポ銀	全体	商業貸出	農業
MSA 比率	33.1%	23.9%	2.6%	MSA 比率	34.2%	18.8%	2.8%
非MSA 比率	66.9%	17.6%	33.6%	非MSA 比率	65.8%	7.8%	41.5%
計	100.0%			計	100.0%		
Cコーポ銀	全体	商業貸出	農業	Cコーポ銀	全体	商業貸出	農業
MSA 比率	50.7%	38.2%	1.5%	MSA 比率	44.4%	24.8%	2.5%
非MSA 比率	49.3%	18.6%	16.1%	非MSA 比率	55.6%	10.3%	23.5%
計	100.0%			計	100.0%		

〔出所〕 図表2に同じ。

図表6 Sコーポ銀行の統廃合と新設の推移（年間）

年	全銀行		Sコーポ銀行				
	新設 a)	統廃合	生成数 b)	同左新設 c)	統廃合	c/b	c/a
1997	188	602	600	19	0	3.2%	10.1%
98	194	567	439	11	0	2.5%	5.7%
99	232	428	244	26	0	10.7%	11.2%
2000	192	462	154	20	0	13.0%	10.4%
01	129	363	191	12	0	6.3%	9.3%
02	91	287	163	9	0	5.5%	9.9%
03	111	238	157	17	0	10.8%	15.3%
04	122	273	104	14	0	13.5%	11.5%
05	166	278	104	25	0	24.0%	15.1%

〔出所〕 図表2に同じ。

図表7 州別のS

D)	S コーポ銀数		銀行数		S コーポ銀シェア		同左 (04 年末)		S 新設数	新設内S新設率
	97 年末	04 年末	97 年末	04 年末	97 年末	04 年末	MSA	非 MSA	97年~04年	97年~04年
	a	b	c	d	a/c	b/d	④		e	e/全銀行新設数
②										
コネチカット(CT)	0	1	26	23	0.00%	4.35%	0.00%	25.00%	0	0.00%
デラウェア(DE)	0	1	35	27	0.00%	3.70%	4.55%	0.00%	0	0.00%
メイン(ME)	1	0	17	17	5.88%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
メリーランド(MD)	0	1	83	67	0.00%	1.49%	0.00%	7.14%	0	0.00%
マサチューセッツ(MA)	0	0	46	37	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
ニューハンプシャー(NH)	0	0	21	13	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
ニュージャージー(NJ)	0	2	71	75	0.00%	2.67%	2.67%	0.00%	1	3.03%
ニューヨーク(NY)	1	5	153	132	0.65%	3.79%	4.85%	0.00%	2	10.00%
ペンシルバニア(PA)	3	4	212	165	1.42%	2.42%	3.57%	0.00%	0	0.00%
ロードアイランド(RI)	0	0	9	8	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
ヴァーモント(VT)	0	0	21	14	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
ヴァージニア(VA)	0	0	151	125	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
ワシントンDC	0	0	6	5	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
東部・合計	5	14	851	708	0.59%	1.98%	2.34%	1.03%	3	5.66%
フロリダ(FL)	18	56	266	256	6.77%	21.88%	19.09%	38.89%	18	17.14%
ジョージア(GA)	9	55	353	325	2.55%	16.92%	12.41%	20.21%	10	10.75%
ノースカロライナ(NC)	1	1	61	73	1.64%	1.37%	1.89%	0.00%	0	0.00%
サウスカロライナ(SC)	1	3	80	75	1.25%	4.00%	0.00%	8.33%	0	0.00%
南東部・合計	29	115	760	729	3.82%	15.78%	13.36%	19.64%	28	14.14%
インディアナ(IN)	5	14	185	140	2.70%	10.00%	11.43%	8.57%	0	0.00%
ケンタッキー(KY)	10	46	271	214	3.69%	21.50%	5.45%	27.04%	3	11.11%
ミシガン(MI)	2	12	163	153	1.23%	7.84%	4.71%	11.76%	4	13.33%
オハイオ(OH)	6	14	235	181	2.55%	7.73%	9.89%	5.56%	2	18.18%
テネシー(TN)	6	37	232	188	2.59%	19.68%	17.14%	21.19%	2	4.76%
ウェストバージニア(WV)	0	4	100	66	0.00%	6.06%	11.76%	4.08%	0	0.00%
中東部・合計	29	127	1186	942	2.45%	13.48%	9.79%	16.06%	11	10.00%
アーカンソー(AR)	3	28	226	161	1.33%	17.39%	15.91%	17.95%	0	0.00%
イリノイ(IL)	60	188	784	645	7.65%	29.15%	27.86%	30.59%	9	17.65%
アイオワ(IA)	50	189	453	395	11.04%	47.85%	40.74%	49.68%	8	29.63%
ミネソタ(MN)	98	282	520	457	18.85%	61.71%	59.88%	62.81%	15	39.47%
ミズーリー(MO)	26	98	404	342	6.44%	28.65%	22.48%	32.39%	1	3.57%
ウィスコンシン(WI)	17	65	360	270	4.72%	24.07%	17.86%	28.48%	1	6.67%
中部・合計	254	850	2747	2270	9.25%	37.44%	32.65%	40.47%	34	21.38%
コロラド(CO)	17	44	215	166	7.91%	26.51%	24.49%	29.41%	8	30.77%
カンザス(KS)	50	155	403	355	12.41%	43.66%	36.71%	45.65%	5	35.71%
モンタナ(MT)	4	24	96	77	4.17%	31.17%	38.46%	29.69%	0	0.00%
ネブラスカ(NE)	25	78	326	252	7.67%	30.95%	31.71%	30.81%	0	0.00%
ニューメキシコ(NM)	7	22	58	49	12.07%	44.90%	20.00%	55.88%	3	27.27%
ノースダコタ(ND)	12	53	117	100	10.26%	53.00%	23.53%	59.04%	0	0.00%
オクラホマ(OK)	44	140	320	269	13.75%	52.04%	45.56%	55.31%	4	40.00%
サウスダコタ(SD)	17	32	106	87	16.04%	36.78%	23.08%	39.19%	0	0.00%
ワイオミング(WY)	8	20	53	41	15.09%	48.78%	42.86%	50.00%	0	0.00%
中西部・合計	184	568	1694	1396	10.86%	40.69%	33.51%	43.30%	20	31.25%
アラバマ(AL)	6	22	175	153	3.43%	14.38%	8.77%	17.71%	1	5.56%
ルイジアナ(LA)	3	36	158	138	1.90%	26.09%	20.69%	30.00%	0	0.00%
ミシシッピ(MS)	2	18	107	94	1.87%	19.15%	0.00%	21.95%	1	7.69%
テキサス(TX)	79	252	838	639	9.43%	39.44%	33.45%	44.61%	11	20.75%
南部・合計	90	328	1278	1024	7.04%	32.03%	27.42%	35.27%	13	15.48%
アラスカ(AK)	0	1	6	5	0.00%	20.00%	0.00%	50.00%	0	0.00%
アリゾナ(AZ)	0	7	41	45	0.00%	15.56%	13.95%	50.00%	4	12.90%
カリフォルニア(CA)	3	21	336	263	0.89%	7.98%	8.33%	0.00%	2	2.27%
ハワイ(HI)	0	0	14	6	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
アイダホ(ID)	0	0	17	14	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
ネヴァダ(NV)	2	4	25	36	8.00%	11.11%	9.38%	25.00%	3	15.00%
オレゴン(OR)	0	2	41	38	0.00%	5.26%	3.70%	9.09%	0	0.00%
ユタ(UT)	2	8	49	62	4.08%	12.90%	13.21%	11.11%	4	13.79%
ワシントン(WA)	1	6	79	77	1.27%	7.79%	7.41%	8.70%	1	4.00%
西部・合計	8	49	608	546	1.32%	8.97%	8.86%	9.72%	14	7.25%
全米	599	2051	9124	7615	6.57%	26.93%	19.43%	33.31%	123	14.29%

(注) 1) 州名の濃い網掛けは1985年時に、薄いそれは1924年時に単店銀行制度を採っていた州を表す。他の計数の網掛けは

2) C コーポ銀行内の各比率-S コーポ銀行内の各比率。

3) 州内人口減少郡数/州内郡数。

(出所) 図表2に同じ。

コーポ銀行の状況

Sコーポ銀内 MSA 比率 04年末	Sコーポ銀内 商業比率 04年末	Sコーポ銀内 農業比率 04年末	Cコーポ銀との間 MSA 比率 04年末	Cコーポ銀との間 商業比率 04年末	Cコーポ銀との間 農業比率 04年末	減少部比率 00年(90年比)	非MSA銀行数 / 全銀行数	白人比率 00年末	
						③	①		
0.00%	0.00%	0.00%	-86.36%	-54.55%	0.00%	0.00%	17.39%	81.60%	コネチカット(CT)
100.00%	0.00%	0.00%	19.23%	-42.31%	0.00%	0.00%	18.52%	74.60%	デラウェア(DE)
-	-	-	-	-	-	31.25%	70.59%	96.90%	メーン(ME)
0.00%	0.00%	0.00%	-80.30%	-84.85%	0.00%	4.17%	20.90%	64.00%	メリーランド(MD)
-	-	-	-	-	-	7.14%	5.41%	84.50%	マサチューセッツ(MA)
-	-	-	-	-	-	10.00%	69.23%	96.00%	ニューハンプシャー(NH)
100.00%	100.00%	0.00%	0.00%	21.92%	0.00%	4.76%	0.00%	72.60%	ニュージャージー(NJ)
100.00%	40.00%	0.00%	22.83%	-12.76%	0.00%	33.87%	21.97%	67.90%	ニューヨーク(NY)
100.00%	50.00%	0.00%	32.92%	-2.80%	-0.62%	28.36%	32.12%	85.40%	ペンシルバニア(PA)
-	-	-	-	-	-	20.00%	12.50%	85.00%	ロードアイランド(RI)
-	-	-	-	-	-	0.00%	78.57%	96.80%	ヴァーモント(VT)
-	-	-	-	-	-	16.91%	44.00%	72.30%	ヴァージニア(VA)
-	-	-	-	-	-	100.00%	0.00%	30.80%	ワシントンDC
85.71%	42.86%	0.00%	13.52%	-21.70%	-0.29%	19.42%	27.54%		東部・合計
75.00%	76.79%	0.00%	-14.00%	-8.21%	-0.50%	0.00%	14.06%	78.00%	フロリダ(FL)
30.91%	81.82%	0.00%	-13.54%	2.19%	-4.81%	5.03%	57.85%	65.10%	ジョージア(GA)
100.00%	100.00%	0.00%	27.78%	4.17%	0.00%	3.00%	27.40%	72.10%	ノースカロライナ(NC)
0.00%	66.67%	0.00%	-54.17%	-15.28%	0.00%	8.70%	48.00%	67.20%	サウスカロライナ(SC)
52.17%	79.13%	0.00%	-11.18%	-4.42%	-2.28%	4.03%	38.41%		南東部・合計
57.14%	35.71%	7.14%	7.94%	-8.73%	-9.52%	11.96%	50.00%	87.50%	インディアナ(IN)
6.52%	34.78%	10.87%	-24.43%	-15.22%	7.30%	11.67%	74.30%	90.10%	ケンタッキー(KY)
33.33%	58.33%	25.00%	-24.11%	-17.55%	22.16%	10.84%	44.44%	80.20%	ミシガン(MI)
64.29%	42.86%	0.00%	15.18%	0.34%	-2.99%	21.59%	49.72%	85.00%	オハイオ(OH)
32.43%	62.16%	0.00%	-5.98%	-0.75%	-3.31%	0.00%	62.77%	80.20%	テネシー(TN)
50.00%	75.00%	0.00%	25.81%	21.77%	0.00%	47.27%	74.24%	95.00%	ウェストヴァージニア(WV)
29.92%	47.24%	7.09%	-13.02%	-7.48%	2.06%	14.82%	58.81%		中東部・合計
25.00%	42.86%	21.43%	-2.82%	-7.52%	7.14%	26.67%	72.67%	80.00%	アーカンソー(AR)
50.53%	39.89%	30.32%	-3.30%	-4.31%	2.09%	33.33%	47.13%	73.50%	イリノイ(IL)
17.46%	16.40%	70.90%	-5.84%	-6.41%	3.42%	44.44%	79.49%	93.90%	アイオワ(IA)
36.52%	50.71%	38.30%	-2.90%	-4.15%	5.73%	28.74%	62.36%	89.40%	ミネソタ(MN)
29.59%	44.90%	32.65%	-11.39%	-6.33%	7.24%	15.65%	62.28%	84.90%	ミズーリー(MO)
30.77%	58.46%	16.92%	-14.11%	-11.29%	4.73%	1.39%	58.52%	88.90%	ウィスコンシン(WI)
33.76%	40.35%	40.94%	-7.93%	-7.53%	10.59%	25.82%	61.28%		中部・合計
54.55%	68.18%	22.73%	-6.11%	19.82%	5.51%	9.52%	40.96%	82.80%	コロラド(CO)
18.71%	25.81%	58.06%	-6.29%	-6.19%	3.06%	54.29%	77.75%	86.10%	カンザス(KS)
20.83%	50.00%	50.00%	5.74%	0.94%	8.49%	38.60%	83.12%	90.60%	モンタナ(MT)
16.67%	19.23%	78.21%	0.57%	6.59%	-3.40%	56.99%	83.73%	89.60%	ネブラスカ(NE)
13.64%	54.55%	13.64%	-30.81%	-12.12%	2.53%	15.15%	69.39%	66.80%	ニューメキシコ(NM)
7.55%	5.66%	94.34%	-20.11%	-17.74%	22.00%	88.68%	83.00%	92.40%	ノースダコタ(ND)
29.29%	35.71%	38.57%	-8.70%	-6.92%	13.77%	25.97%	66.54%	76.20%	オクラホマ(OK)
9.38%	18.75%	78.13%	-8.81%	-1.25%	10.85%	48.48%	85.06%	88.70%	サウスダコタ(SD)
15.00%	55.00%	10.00%	-4.05%	21.67%	-32.86%	17.39%	82.93%	92.10%	ワイオミング(WY)
22.01%	31.51%	54.05%	-7.94%	-1.46%	4.53%	43.16%	73.28%		中西部・合計
22.73%	54.55%	9.09%	-16.97%	-8.81%	7.56%	17.91%	62.75%	71.10%	アラバマ(AL)
33.33%	38.89%	11.11%	-11.76%	-24.84%	7.19%	23.44%	57.97%	63.90%	ルイジアナ(LA)
0.00%	33.33%	22.22%	-15.79%	-28.51%	13.01%	17.07%	87.23%	61.40%	ミシシッピ(MS)
39.29%	40.48%	25.79%	-11.62%	-9.39%	10.29%	26.38%	53.68%	71.00%	テキサス(TX)
35.37%	40.85%	22.87%	-8.74%	-14.89%	12.38%	23.13%	58.69%		南部・合計
0.00%	100.00%	0.00%	-75.00%	25.00%	0.00%	23.08%	40.00%	69.30%	アラスカ(AK)
85.71%	85.71%	0.00%	-11.65%	-1.13%	0.00%	0.00%	4.44%	75.50%	アリゾナ(AZ)
100.00%	90.48%	0.00%	4.55%	2.46%	-1.24%	5.17%	4.18%	59.50%	カリフォルニア(CA)
-	-	-	-	-	-	0.00%	0.00%	24.30%	ハワイ(HI)
-	-	-	-	-	-	4.55%	71.43%	91.00%	アイダホ(ID)
75.00%	75.00%	0.00%	-15.63%	6.25%	0.00%	23.53%	11.11%	75.20%	ネヴァダ(NV)
50.00%	100.00%	0.00%	-22.22%	13.89%	-2.78%	0.00%	28.95%	86.60%	オレゴン(OR)
87.50%	62.50%	12.50%	2.31%	-2.31%	12.50%	0.00%	14.52%	89.20%	ユタ(UT)
66.67%	66.67%	33.33%	-3.76%	-20.66%	24.88%	0.00%	29.87%	81.80%	ワシントン(WA)
85.71%	81.63%	6.12%	-1.21%	-1.47%	3.51%	5.58%	13.19%		西部・合計
33.15%	41.59%	36.18%	-17.51%	-15.22%	18.49%	21.61%	54.05%	75.10%	全米

全米平均以上を表す。

新設数の割合 (c/b) が近年上昇している。また、年間における全銀行の新設数に占める S コーポ銀行の新設数の割合 (c/a) は10%前後で推移してきたが、同様に近年上昇傾向にある (図表 6)。1997年から2005年に153の S コーポ銀行が新設され、うち商業銀行が81.7%、農業銀行が7.2%、MSA が75.2%、商業銀行かつ MSA が 66.7%、農業銀行かつ非 MSA が 5.9%である。一方、2006年には、グループ内再編や他の S コーポ銀行による吸収・合併がいくつか生じている。

## 2. 州単位での接近

次に州単位で接近する (以下、断りのない限り2004年末)。以下の比率の高低は全米平均を境としている。また、人口減少郡比率とは、州を構成するすべての郡に占める人口減少郡 (2000年の人口が1990年のそれを下回る郡) の割合である<sup>15)</sup>。

S コーポ銀行比率の高い州の特徴を理解するため、図表 7 に基づき、S コーポ銀行比率と諸指標との相関を調べてみた。①各州の全銀行数に占める非 MSA 内の全銀行数の割合との相関は高く (相関係数 = 0.55)、全米における S コーポ銀行内の分布と整合的である。② (銀行の支店設置を認めない) 単店銀行制度との相関も高い (同0.53)<sup>16)</sup>。③人口減少郡比率との相関は高くない (同0.38)。

全銀行数の新設数に占める S コーポ銀行の新設数の割合 (新設内 S 新設率) について、同様に相関をみるといずれも低い (①0.14, ②0.29, ③0.08)。④州内における MSA の全銀行数に占める同 S コーポ銀行数の比率との相関は高く (0.64)、全米の結果と整合的である。

## 3. 市単位での接近

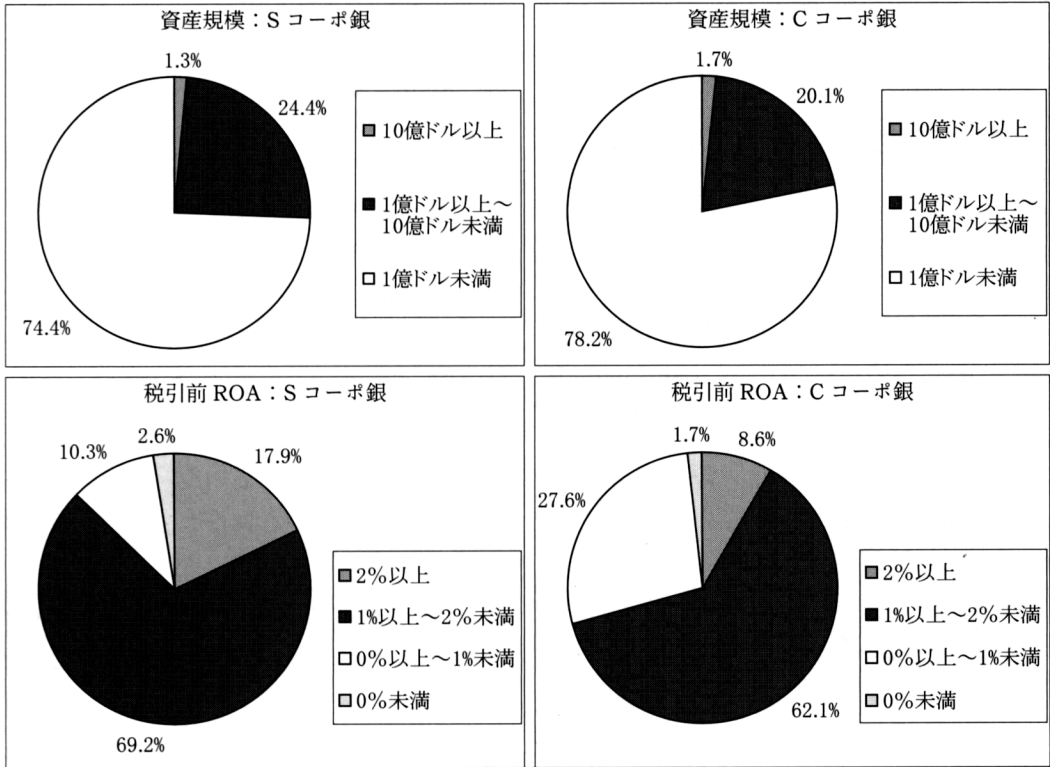
### (1) ネブラスカ州内の分布

S コーポ銀行比率の高い典型的な州 (農業銀行比率が高く人口減少郡比率が高い地域) であるネブラスカについて、市単位での接近を行う。全体の規模分布と ROA の分布は図表 8 で、C コーポ銀行の方が小規模の割合が若干高い。また、州内の S コーポ銀行の配当性向の分布を示したものが図表 9 である。

非 MSA・農業の S コーポ銀行数が全 S コーポ銀行数の約72%を占める (2005年6月末)。57市に59存在し、(市内に本店を持つ) 地元銀行数が3つの市が1、2つが8 (2市は2つとも S コーポ銀行)、1つが48のうち31市では他の銀行の支店がない。また、(他市の MBHC 傘下でない) 独立地元銀行が53 (うち MBHC が9)、(他市の MBHC 傘下にある) 非独立地元銀行が6である。設立年をみると、一番新しいもので1996年、1990年代がこれを含めて2つ、1980年代が1つで、1900年~1960年代が33、1800年代が23となっており、銀行の新陳代謝が激しい米国の銀行としては歴史の長い銀行が多いのが特徴だろう。

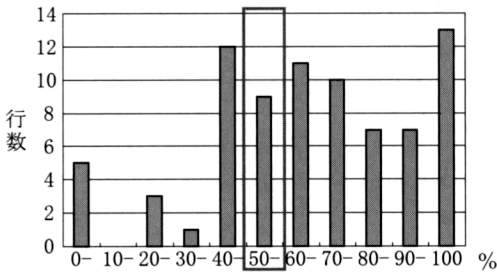
同様に非 MSA の商業銀行は、2005年6月末に9市に9存在し、市内の地元銀行数が3つが5、2つが3、1つが1である。また、独立銀行が8 (うち MBHC が3)、非独立銀行が1となっている。設立年をみると、一番新しいので1995年、このほか1980・1970・1960・1900年代が各1つで、1930年代と1800年代後半が各2つである。

図表 8 ネブラスカ州内の S コーポ銀行内の行数分布 (04年)



(出所) 図表 2 に同じ。

図表 9 ネブラスカ州内の S コーポ銀行の配当性向の行数分布 (04年)



(注) 太字枠は全銀行の平均。

(出所) 図表 2 に同じ。

## (2) 新設 S コーポ銀行の所在市

続いて新設 S コーポの所在市の特徴を考察する。1997年から2005年の間に29州141市に153の S コーポ銀行が新設され、新設が3つある市が2、2つが8、1つが131である。人口増減

(2000年から2004年) の分かる130市で<sup>17)</sup>、増加が95市、減少が35市となっている。市内に地元銀行が新設 S コーポしか存在しない市は49あり、うち人口増減が分かる市が42で、増加が33市で減少が9市である。

市内の新設銀行が S コーポだけのところは98で、C コーポ銀行の新設も存在するところは43である。人口増減の分かるもので、減少しているのに C コーポ銀行の新設も生じている市が9あるが、金融再編で地元銀行数が減少した後には新設が生じるケースが多く、なかには市の規模が大きいため ZIP-code (郵便番号) で接近しなければ様子が分からない場合もある。

## IV. 暫定的な結論

### 1. 銀行の集約と分散をどう捉えるか

Sコーポ銀行の仕組みが1997年に施行されてから9年以上が経ち、銀行数のシェアでは30%を占めるに至ったが、2006年にはいくつかの統合も生じている。Sコーポ銀行へ転換後10年を過ぎると、転換時の含み益が課税対象外になるため、今後Sコーポ銀行の売却・買収が進展するとの見方もある一方で<sup>18)</sup>、今後5年から10年でシェアは倍増するという見解も存在する<sup>19)</sup>。

このほかにも、内国歳入庁 (IRS) が2005年から (銀行に限定されない) Sコーポのタックス・コンプライアンスの調査を行っているなど、事態の進行中ではあるが、これまでの考察から暫定的な結論を述べたい。

#### (1) Sコーポ銀行比率の高い地域

Sコーポ銀行比率の高い地域は、もともと転換要件を満たしている銀行が多い地域であろう。こうした地域は、単店銀行制度を相対的に遅くまで採用していた州が多いようだ。この制度を採っていた州は、中部・中西部に位置する農業州で、非MSA所在の銀行比率が高く、人口減少傾向にある場合が多い。もちろん、単店銀行制度を採用していない地域にも、単店銀行は存在し、転換要件を備えるものもある。

CBのサイドからみれば、単店銀行制度や州際銀行業務禁止でもたらされてきた独占や寡占のレントが、規制緩和から低下する一方、一般事業会社に適用される連邦法人所得税免除というSコーポの仕組みの獲得で、Cコーポ銀行

との差別化を図れるようになった<sup>20)</sup>。Sコーポ銀行は独立を維持し、株主にドル箱をもたらす方法の1つという見方もある<sup>21)</sup>。

#### (2) Sコーポ銀行への見解

Sコーポ銀行の効果とは別に、存在意義についての見解は必ずしも定まっていない。

銀行再編やトランザクションバンキングの進展から、中小銀行の役割はある程度低下していくものの、今後も重要な役割を果たしていく、あるいは多様化していくと考えられる。事実、再編過程において買収銀行から既存・新設のCBに取引の一部が移行するのをしばしば観察できる。

一方で地域金融ないし地域密着に、税制優遇のSコーポ銀行のような仕組みが必要か否かは、全米独立コミュニティバンカーズ協会 (ICBA) のような推進派から、全米信用組合協会 (CUNA) のようにSコーポ銀行の存在意義を問う懐疑派まで多様である。筆者による「C」コーポ銀行でのインタビューでは、「転換するつもりはないが、成長指向でない銀行の仕組みの1つ」、「過剰規制の反動の1つ」といった意見がある一方、「銀行自体にメリットのない株主優遇の仕組み」という批判もあった。Sコーポ銀行は、当然ながらその仕組みを高く評価した。

また、Sコーポ銀行の論点は適用範囲 (銀行規模) に関連し、財務省のように、その拡大は中小企業への簡素な税制の適用という目的から逸脱するという考え方もある。適用範囲いかんでCBの競争力にプラスにもマイナスにも働さうる。

### (3) Sコーポ銀行の存在意義・非MSA

Sコーポ銀行は多様で、ひとまとめに議論するのは難しいため、以下では非MSAとMSAという区分から存在意義を考えてみる。

米国の人口は、全米や州の単位では増大傾向にあるが、郡や市の単位で捉えると、少くない地域で減少傾向にある。Sコーポ銀行の約2/3は非MSAに存在し、少なからず人口減少地域にある。こうした地域に地元銀行が存続する必要があるか否かということが、Sコーポ銀行を考える際の大きな論点の1つだろう。

銀行支店や代理店が地元銀行と代替的なら、必ずしも地元銀行は必要ないが、現実にはそうではない場合が多い。地域によっては他地域からの支店展開が難しいところもある。もっとも、買収が望ましいケースもあるため、かつてのような参入規制に後戻りするのではなく、所得税の優遇などで地元銀行が存続しうる余地を作る方がスマートな方法だろう。

財務的には、業績および見通しが良好なら、免除された所得税分の利益の多くは株主に配当されうる。(従業員も株主のケースもある。)見通しも含めて業績が思わしくない場合は、内部に留保され、自己資本の維持や損失の穴埋めに向けられるだろう。図表9で示したように、ネブラスカ州内だけの例だが、配当性向の行数分布は多様である<sup>22)</sup>。当然ながら所得税を免除するには所得が必要だから、恒常的に赤字体質の銀行までを存続させる仕組みではない。配当性向が高まるというのは、株主にとって銀行株式の保有と売却の両面の誘因になりうる。

### (4) Sコーポ銀行の存在意義・MSA

Sコーポ銀行は非MSAの農業銀行ばかりでなく、MSAにも存在する。Sコーポ銀行数に

占めるMSAのSコーポ銀行数の割合は若干低下したものの(1997年末の34.2%→2004年末の33.1%)、MSAにおける全銀行数に占めるSコーポ銀行数の割合は大幅に拡大している(同5.1%→19.4%)。両比率(あるいはいずれかの比率)が高い地域は、かつて単店銀行制度を採用していた州が多いが、異なる州も含まれる。またフロリダ州のように、(Sコーポ銀行比率が必ずしも高くなくても)新設によるSコーポ化が大きな割合を占める地域もある。

MSAにおけるSコーポ銀行の存在意義は何であろうか。人口減少地域の地元銀行の存続問題とは全く同じではないが、MSAでも金融ニーズの充足・未充足の問題は存在しうる。MSAには多くの銀行がある一方、多様な金融ニーズが存在しうるし、リレバンにしても中小企業全般からコミュニティビジネスや民族などの特定層まで様々である。例えば、筆者がインタビューしたサンフランシスコ市のSコーポ銀行は、貿易金融をテラーメードで提供するユニークな銀行であった。シカゴ市では、リンカーン市のような地元企業全般を対象とするものから、マイノリティ企業を中心とするものまでである。

ところで、こうした銀行はSコーポの仕組みがなければ存在できないのだろうか。MSAでは、信用組合(CU)との競争条件をある程度平等化することになる<sup>23)</sup>。一方、Sコーポ銀行の仕組みが新設を促進する側面や、既存の金融機関では取扱いが難しいような取引の対応を可能にする側面もあるだろう。

これまで非MSA・MSAと考察したように、Sコーポ銀行は二重課税回避を目的とするものだが、これがもたらす金融システムへの影響はその範囲に留まらない。Sコーポの仕組みは、

銀行の経営スタイルに直接的な影響を与えるものではないが<sup>24)</sup>、税制優遇を通じて、銀行の統合・集約という一方方向とは異なる動きを存続・形成させる余地をもたらしていることは確かである。

## 2. わが国では銀行数の集約が問題か

最後にわが国への含意を述べて本稿を閉じる。わが国でも銀行(預金取扱金融機関)再編が進展しているが、地域金融機関数の集約が問題だろうか。Sコーポ銀行を含めて完璧な仕組みなどは存在しないし、わが国への適用をそのまま主張するものではないが、わが国地域金融の行方を考える際に、米銀の集約と分散の動きに学ぶものはないだろうか。

不良債権処理が経営に大きな影響を与え資本が毀損する場合には、銀行を集約して経費削減と公的資金注入による資本増強も1つのやり方だろう。一方で、ストックの問題に一定の目的がつけば、次に大切なのはフローの部分だが、規模が大きくなれば即座に業務のやり方まで変わるものでもない。銀行数の集約は「オーバー・バンク」の解消を意味するが、必ずしも「オーバー・バンキング」の解消を意味しない。そもそもオーバー・バンキングの状態だと、顧客は満足していることになるのだろうか。これが金融を業としない一般の人の感覚だろう。従来地域・中小企業分野の取引は大銀行に一定程度が移行する一方で、多様化することが考えられる。

人口減少や生活様式の多様化などから社会システムが変化していく時、金融システムも無縁ではいられない。こうした変化は既に生じているのに、不良債権処理問題によって、覆い隠されてきたのかもしれない。金融機関自身の行動

が大切だが、政策対応も欠かせない。過疎の地域では銀行代理店の仕組みなどがライフラインという点で一定の意味を持ちうる一方、人口減少地域では銀行存続(銀行の支店維持)が大きな問題だろう。リレバンの分野は一定程度縮小すると考えられるが、そのニーズはより多様化するであろうし、これまでとは異なる取引(例えばコミュニティビジネス)が社会的に一定の意味を持つ可能性もある。大都市も地域から形成されていることを忘れてはならない。こうした取引のなかには、既存の金融機関の規模では採算に乗りにくいものもあるだろう。流通やITなどの産業から銀行業への参入が盛んで、それ自体は歓迎すべきことだが、リレバンとは異なる世界である。集約・規模拡大ばかりでなく、環境変化に伴い新規参入もあっていいように感じるが、生じにくいのはニーズがないからなのか、設立・運営ノウハウがないからなのか、行政の姿勢からなのか、システムの問題からなのだろうか。もちろん、新規参入がなくても、既存の金融機関が多様な金融ニーズに機能的に分散された組織として対応していければ、それはそれでいいだろう。しかし、協同組織金融機関でさえ、ずいぶん集約が進められた。やはりわが国では集約が問題か。

### 注

- 1) 前者の法律は、1994年リーグル・ニール州際銀行業務・支店設置効率化法で、1995年6月までに銀行持株会社による本拠州外の銀行買収が認められ、1997年6月以降にFDIC加入銀行は進出先の州法が容認する場合に州際支店設置を認められた。後者の法律は1999年グラム・リーチ・ブライリー法である。
- 2) リレバンでは、その遂行に経営者などに関する数値化・伝達しにくいソフト情報を利用して融資をするため、金融機関の組織形態や規模が大切である。また、ソフト情報の性格から融資担当者のターンオーバー(交代)も重要なポイントの1つである。

いくつかの実証研究では、複数銀行持株会社は官僚主

義的で余分な階層をもつため、小口事業向貸出(SBL)には不向きとされる。一方、SBLには小銀行が向いているが、大組織でも意思決定が機能的に分散されれば対応しようとするものもある(Berger and Udell [2002]や内田 [2005]を参照)。

実態的には、ソフト情報の伝達が可能な組織とは、すべての行員同士が顔見知りである程度の規模と考えられるし、それに近い状態を実現できる組織形態ということになるだろう。

- 3) 詳しくは内田 [2006] や *American banker*, December 4, 2004を参照。
- 4) 米国の衰退経済地域における銀行活動に対する政策的枠組みについては、高月 [2005] を参照。
- 5) 『全国信用金庫概況 2005年度』(信金中央金庫) から計算。
- 6) 注2を参照。ちなみに、米国中小企業の多くは移動時間10分以内の銀行と一取引をする一方(NFIB [2003]), 銀行(あるいは支店)によってはZIP-code(郵便番号)内だけで預金を集めるものもある。
- 7) 平田 [2002] の表現では、税制の優遇を通じて米国内の中小企業の支援を目的としている。
- 8) 内国歳入庁 (IRS) 調べ。なお、米国では従業員500人未満の中小企業数は全企業数の99.7%を占め(2003年)、過去20年間の中小企業の民間(非農業部門)のGDPの割合は約50%である(SBA [2003])。
- 9) 平田 [2002]。
- 10) Sコーポ全般の記述は伊藤 [2005] を参照。
- 11) 特定債権償却法は、直接償却法(direct charge-off method)とも言い、個別の債権が実際に無価値化した時点で控除する方法である。
- 12) GAO [2000] は立法過程に関連し別稿で取り上げる。Hein, Koch, and Macdonald [2005] は、CBのデータをSコーポとCコーポ別に取り上げるなど有意義だが、Sコーポそのものを対象とするものではないので、本稿では割愛する。
- 13) 米国では都市の画定にMSA (Metropolitan Statistical Area) が以下のように定められる。人口5万人以上の中心都市およびこれと経済・社会活動を一体として行う地域を1つ以上持つ郡で、複数の都市の複数の郡から構成されることもある。以下ではMSAを都市、非MSAを田舎と呼ぶ。
- 14) FDICの定義で、Commercial Lending Specializationは商工業向貸出、建設・土地開発担保貸出、商業用担保貸出が総資産の25%を超える機関。Agricultural Specializationは農業生産貸出と農地担保貸出が総貸出・リースの25%を超える銀行である。
- 15) データはU.S. Census Bureau.
- 16) かつて単店銀行制度を採っていた州に1、採っていない州に0のダミー変数を適用している。
- 17) データはCity-Data.com.
- 18) Grant Thornton [2005].
- 19) *American Banker*, June 9, 2006.
- 20) Sコーポ銀行の容認については、全米独立コミュニティバンカーズ協会(ICBA)などのメインストリートが、地理的規制の緩和やFHCの容認に反対しない一方

で、CBにかかわる要望を実現させる、政治的な戦略変化による戦利品と理解できる。詳細は稿を改める。

- 21) これはあるコンサルティング会社の会長のコメントだが、一方で、FDICのシニアバンキングアナリストによると、コミュニティとの強い繋がりをもつ銀行は、Cコーポ銀行として幅広い株主層を維持しようとするかもしれない(*American Banker*, June 9, 2006)。
- 22) 非MSAに限定されないが、Sコーポ銀行の配当性向は35%~40%が典型的とするものもある(*Ibid.*)。また、連邦法人所得税のかからないSコーポ銀行の配当性向が、Cコーポ銀行の税引後のそれと比べ低めに出やすい点には注意がいる。
- 23) 1998年にはCUの業務範囲の拡大や構成要件(common bond)の緩和が行われた。もともとCUの80%程度はMSAにあるが、緩和を受けて、地域を構成要件とし、法人業務に展開するCUが増えている。
- 24) ここで言うスタイルとは、特定分野や業務に重点を置くやり方を指し、モデルと言ってもいいかもしれない。Sコーポの仕組みは、強いて言えば、銀行経営のインフラと表現できるだろう。

## 参考文献

- 伊藤公哉 [2005], 『アメリカ連邦法人税(第3版) 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』, 中央経済社。
- 内田聡 [2005], 「アメリカにおける銀行の統廃合と新設——リレーションシップバンキングの動態——」『信金中金月報』第4巻第3号, 信金中央金庫, 3月, 78-99頁。
- [2006], 「米国における金融の再編と地域性」『生活経済学研究』第22・23巻, 生活経済学会, 3月, 91-100頁。
- 数阪孝志 [2003], 「米国信用組合の構造」『金融構造研究』第25号, 金融構造研究会(全国地方銀行協会), 5月, 40-46頁。
- 高木仁 [2006], 『アメリカの金融制度 改訂版』, 東洋経済新報社。
- 高月昭年 [2005], 「機能発揮に必要な政策的枠組み——米国の事例を中心に——」『月刊金融ジャーナル』第46巻第9号, 金融ジャーナル社, 9月, 17-20頁。
- 平田正源 [2002], 「有限会社のSコーポレーション化～非課税法人への新たな選択肢～(上)

- (下)『国際商事法務』第30巻第8～9号, 国際商事法務, 8～9月, 1035-1039頁・1223-1228頁。
- 村本孜 [2005], 『リレーションシップ・バンキングと金融システム』, 東洋経済新報社。
- 家森信善 [2004], 『地域金融システムの危機と中小企業金融』, 千倉書房。
- U.S. タックス研究会 [1997] [1998], 「S 法人 (Subchapter S Corporation) とは, どのような事業組織をいうのか(1)～(4)」『国際商事法務』第25巻第10号～第26巻第1号, 国際商事法務, 10月～1月, 1142-1144頁・1266-1267頁・1388-1390頁・92-93頁。
- 由里宗之 [2006], 「米国における金融コングロマリット解禁論議とコミュニティ銀行業界の戦略的対応」『平成17年度 郵便貯金に関する委託研究報告書』, 日本郵政公社東海支社貯金事業部。
- Berger, A.N. and G.F. Udell [2002], "Small Business Credit Availability and Relationship Lending: the Importance of Bank Organizational Structure," *Economic Journal*, Vol. 112, pp. 32-53.
- Critchfield, T., T. Davis, L. Davison, H. Gratton, G. Hanc, and K. Samolyk [2004], "Community Banks: Their Recent Past, Current Performance, and Future Prospects," *Future of Banking Study*, Federal Deposit Insurance Corporation.
- GAO (General Accounting Office) [2000], *Banking Taxation: Implications of Proposed Revisions Governing S-Corporations on Community Banks*, GGD-00159.
- Grant Thornton [2005], "S-Corporations Analysis 2005".
- Harvey, J. and J. Padget [2000], "Subchapter S: A New Tool for Enhancing the Value of Community Banks," *Financial Industry Perspectives*, Federal Reserve Bank of Kansas City, pp. 17-31.
- Hein, S.E., T.W. Koch, and S.S. Macdonald [2005], "On the Uniqueness of Community Banks," *Economic Review*, Federal Reserve Bank of Atlanta, Vol. 90, No. 1, pp. 15-36.
- NFIB (National Federation of Independent Business) [2003], *Credit Banks and Small Business: the New Century.*
- SBA (Small Business Administration) [2003], *the Small Business Economy 2002-2003: A Report to the President.* (中小企業総合研究機構訳 [2005], 『アメリカ中小企業白書2002-2004』, 同文館。)

(茨城大学人文学部助教授)